

全議第152号
全議K第9号
全町村議第260号
令和元年9月17日

全国各都道府県議会議長 殿

全国各市区町村議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長
全国市議会議長会会長
全国町村議会議長会会長
(公印省略)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の 採択等について（依頼）

議長各位におかれましては、日頃より議会三団体の活動に対し、ご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

ご案内のとおり、厚生年金への地方議会議員の加入については、これまでも議会三団体が連携し、その実現方を強力に要請しているところであります。

このような中、自由民主党総務部会「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」において、「今後、地方議会の課題に関するPTにおいて検討すべき主な事項」が取りまとめられ、その中で、厚生年金への加入については、「衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである」とされたところであります。議会三団体としては、これを踏まえて関連法案の提出並びに早期成立へ向けて強力に要請していきたいと存じます。

そのためには、より多くの議会から声を上げ続ける必要があることから、「厚生年金への地方議会議員の加入に関する意見書」の未採択の議会については、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、要請の趣旨をご理解いただき、意見書を採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各議長のみならず、各地方議会議員の方々における地元選出国會議員に対する働きかけも有効と考えているところであります。厚生年金加入の実現に向けた活動の趣旨をご理解いただき、積極的にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、地方議会の課題に関するPTにおいて 検討すべき主な事項

自由民主党政務調査会総務部会
地方議会の課題に関するプロジェクトチーム

本PTでは、平成31年3月から6回にわたり議論やヒアリングを重ね、地方議会が直面している課題について整理してきた。その中では、

- 1) 「地元の名望家が地域貢献として務める名誉職」として地方議員があった戦前の経緯
- 2) 戦後、ルールメーカー、ポリシーメーカーとしての地方議員というアメリカ的な地方議員像の流入
- 3) 国政における政治改革・選挙制度改革に取り残された現状

などの背景のもと、地方議会のあるべき姿など本質的な議論をベースに改革を論じる必要性が有識者から指摘された。

一方、平成31年4月の統一地方選挙においては無投票選挙区の多さが注目され、「なり手不足」も再び直面する課題としてクローズアップされた。また関係団体からも、さまざまな要望が寄せられたところである。

そこで、当面検討すべき主な事項を下記の通り整理するとともに、引き続き本テーマに関し検討を続けるべきものとする。

記

1 兼業・請負禁止規定について

- 兼業・請負禁止の緩和・明確化等の方策について検討する必要がある
- 兼業・請負禁止を撤廃・緩和することにより生じ得る弊害についても検討する必要がある

2 女性やサラリーマンが地方議会議員として活躍できる環境・制度の整備について

- 女性が地方議会議員として活躍できる環境の整備について検討する必要がある
- サラリーマンが地方議会議員として活躍できるよう、立候補休暇や復職保証等の制度の整備について検討する必要がある

3 議員の報酬などについて

- 議員報酬の額が低い小規模市及び町村議会があることなどを踏まえ、議員報酬など処遇の在り方について検討する必要がある

4 政務活動費について

- 地方議会議員としての活動に用いた費用を政務活動費と政治活動費に按分する必要があることから、その取扱いについて検討する必要がある
- 政務活動費について、条例に委ねるほかに、何らかの基準が必要かについて検討する必要がある

5 その他の地方議会議員のなり手を確保するための方策について

- 町村議会議員選挙における選挙公営の拡大について検討する必要がある
- 地方議会議員となり得る者の発掘・養成等に関し、我が党としてどのように関与すべきか検討する必要がある
- その他、地方議会議員の政党化について検討する必要がある

・地方議会議員の厚生年金への加入について

地方議会議員の厚生年金への加入に関しては、本 PT において、三議長会から改めて要望を頂戴したほか、各議員からも様々な意見が出されたところである。

本件に関しては、平成 23 年に地方議員年金が廃止された際に付された「概ね 1 年程度を目途として…新たな年金制度について検討を行う」との衆参両院の附帯決議を重く受け止めるべきとの見方がある一方、厚生年金の更なる適用拡大を求める声がある中で、地方議会議員の厚生年金への先行加入や、その際に事業主負担分として地方自治体に発生する公費負担等について国民の理解が得られるか、との指摘も傾聴に値する。

そのため、本件は、先述の衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである。

以上